

令和6年3月25日

第33回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第33回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年3月25日(月) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 農用地あっせん申出について

議案第 5 号 利用状況調査に係る非農地判断について

議案第 6 号 令和6年度農作業標準賃金の改定（案）について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美		18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
		25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	
	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

9 番 永 吉 正 文

1 欠席委員

3 番 田 中 健 一	17 番 生 川 裕 也	23 番 濱 田 卓 郎
24 番 徳 留 力 雄	31 番 小 村 亮 太	32 番 藏 蘭 堅 志

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主事

振興係主事

西 村 里 志

前 村 修

東 川 善 久

濱 田 真 也

藤久保 宏 実

今 吉 蓮 樺

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第33回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、2件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の所有権移転分1番から2番については、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち所有権移転分の1番から2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから13ページまでの26件で、うち新規が22件、再設定が4件となっています。

また、農地中間管理事業の利用権設定6件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後は、農家への転貸議案となります。

議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、13ページの総合計は58筆、56,045㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、47筆、46,290㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13ページ26番まで一括審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

15番委員	9番と10番は農地が隣同士でありながら、賃貸借料の金額に差があるのはなぜですか。 また、20番について、使用貸借で10年間という契約となっていますが、貸人と借人はどのような関係にありますか。
事務局	9番と10番の賃貸借料の金額の設定に関しては、前の借人との同じ契約内容となっており、双方合意のうえ設定しております。 20番については、親子関係にあるため使用貸借となっています。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の1番から26番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番から26番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	3月11日の転用調査時に私と10番委員、36番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいただいております。 1番から8番は売買、9番から11番は知人からの贈与、12番は親からの贈与、13番は親族からの贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことです。 なお、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまます。 最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の1ページから41ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

委員
議長

それでは、議案第2号のうち1番についてご審議願います。
これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席を確認)

次に、議案第2号の2番から17ページ13番まで、一括審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号うち2番から13番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る2番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の42ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ90m行った農地で、西は畑、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用

途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する医療施設を営む法人で、申請地を取得し、事業用の駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界にはブロックを設置する予定です。構造物の建築などではなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は建売住宅です。

審議資料の43ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ300m行った農地で、東と南は市道、西は宅地及び市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人で、申請地を取得し、建売住宅4棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界にはブロックを設置する予定です。周囲には農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の44ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ160m行った農地で、東は宅地、西は雑種地、南は畑、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、隣接地と申請地を取得し、一体的に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号の1番から3番について、一括審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の20ページをお開きください。 議案第4号農用地あっせん申出の売渡をご説明いたします。 今月は、売渡申出が4件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の45ページから52ページに掲載しています。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	1番はハウスは撤去しないで、そのままの状態であっせんすることになりますか。
事務局	はい、そうです。
21番委員	4番についてもハウスはそのままでしょうか。
事務局	はい、そうです。
議長	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

議長

議案書の20ページをお開きください。

番号1は37番委員と18番委員。

番号2は35番委員と16番委員。

番号3は28番委員と9番委員。

番号4は21番委員と3番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第4号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は21ページから22ページになります。

今回の対象地域は、南迫田自治公民館周辺並びに池田湖周辺です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、23筆10,042㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

議長

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

委員
議長

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号令和6年度農作業標準賃金の改定案についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第6号令和6年度農作業標準賃金の改定案について説明をいたします。議案書の23ページをご覧ください。

令和6年度指宿市農作業標準賃金の改定案につきましては、前回の委員会終了後に会長、会長職務代理、振興部及び農地部の各部長、副部長、事務局で、検討会を開催いたしました。

その結果を踏まえて、令和6年度は、「一般農作業賃金」、「オクラうね立て」、「堆肥散布」について改定するとの検討結果になりました。

「一般農作業」の金額は、毎年度、直近の県の最低賃金に準じて設定しており、令和5年度は6,900円以上としておりました。

直近の県の最低賃金は、1時間あたり897円で、これに8時間を掛けまして100円未満を切り上げた7,200円以上としております。

「オクラのうね立て」については、作業内容のわりには安いという意見があり、2,500円に増額しております。

「堆肥散布」については、畜産農家に個々で依頼しているため、金額が確定しにくいということで、堆肥の金額を載せる必要性が無いと判断し、肥料散布について載せることとしております。

その内訳が、記載のとおり肥料の散布のみで4,000円としております。

ほかの機械作業の料金につきましては、据え置きです。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第6号令和6年度農作業標準賃金の改定案について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第6号令和6年度農作業標準賃金の改定案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号令和6年度農作業標準賃金の改定案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにはございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他についてご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。

その他（議案書24ページを参照して説明）

1. 一時使用届出
2. 3月の行事報告
3. 4月の行事予定等

議長
委員
議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第33回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後2時53分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 14番委員 _____

議事録署名委員 16番委員 _____

